２０２０年１１月１３日

商工労働部長　小林 宏行　様

自治労大阪府職員労働組合

商工支部　副支部長　松永　崇

労働支部　支部長　　裏野 真也

商工労働部長の着任に伴う要求と交渉について

自治労府職商工支部並びに労働支部は、商工労働部で働くすべての職員が安心して働き続けることが出来る職場環境づくりのため、取組みを進めているところです。

この度、商工支部並びに労働支部で協議し、４月に着任された小林部長に以下のとおり要求しますので、従来の労使慣行を尊重し、誠意ある回答をお願いします。

なお、交渉日時については調整のうえ早急に実施されますよう、よろしくお願いいたします。

記

１　労使慣行を厳守し、職員の労働条件に影響を及ぼす問題については、商工支部並びに労働支部と誠実に協議を行ったうえで実施すること。

２　セクシュアルハラスメント及びパワーハラスメントについての小林部長の考えをお聞かせいただくとともに、商工労働部の職員が安心して働くことが出来るよう、所属長、グループ長などに対する啓発の状況と、その評価を明らかにすること。

また、ハラスメントは「同僚間」や「部下から上司」への問題も生じるおそれがあることから、すべての職員が研修を受講できるよう、実施手法を検討・協議すること。

３　休業要請・要請外支援金支給業務をはじめ、様々な対応策が部内で行われており、多くの職員が土日・時間外を厭わず府民のために勤務しているが、これについて小林部長の考えをお聞かせいただきたい。

　　また、土日勤務が続いたことから振替休暇や代休を優先的に執行していくことで、結果的に有給休暇が取得できず、時効による消滅日数の増大が懸念されるため、年末に向けて年次有給休暇の取得促進を強力に進めること。

　　さらに、通常業務が多忙な職場も多く、振替休暇や代休を期間内に取得できない職員もいる。組織マネジメントで取得促進を進めていただくことは重要だが、それでもなお休暇取得が困難な場合にあっては、時間外手当で対応するなど適正な労務管理を行うこと。

４　労働時間管理に関連し、コンプライアンス意識の高まりから、危機管理事象や新型コロナウイルス感染症にかかる対応等で、特に課長補佐級の職員が休日に自宅等に居ながら業務上の対応をしなければならないケースが増加しており、適正に時間外勤務手当が措置されない取扱いが見受けられる。

　　課長補佐級の職員には管理職手当が措置されないことから、例え自宅等であっても業務上の対応を行った場合は、時間外勤務手当により労働の対価が措置されなければならない。管理職による適正な時間外勤務の管理を行うこと。

５　職業訓練手当について、研究・見直しを行う際には労働支部と誠実に協議し、合意のうえ検討を進めること。特に支給方法や支給額の水準見直しにあたっては、すべての職業訓練指導員が納得し、業務への意欲を向上させる内容での検討・調整を進めること。

６　大阪産業経済リサーチセンターについては、経済成長率の予測や経済波及効果分析などに対するニーズが高まる一方で、退職者の不補充などにより、そうした専門性が要求される業務を遂行できる経済経営研究職が不足している。

研究職人材を採用し、欠員を補充するなど勤務労働条件を悪化しないように努めること。

【要望】

１　（地独）府立産業技術総合研究所は平成29年４月に大阪市立工業研究所と合併し、（地独）大阪産業技術研究所となったが、平成24年の独法化時に商工支部、当該研究所分会と商工労働部で協議し、合意した事項（勤務労働条件は大阪府職員を下回らない等）について遵守するとともに、未解決事項については今後とも労使協議を当該研究所労働組合(商工支部の一分会)も含めて行うこと。

２　（地独）大阪産業技術研究所を商工労働部の中小企業に対する技術支援の中核施設であることを明らかにし、部の施策の主要な柱として位置づけること。

３　大阪産業経済リサーチセンターの組織改変については、一方的に行わないこと。

以上